令和５年５月１６日

社会体育施設ご利用の皆様へ

木津川市教育委員会社会教育課

新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後の対応について
（市立小学校及び中学校の体育館開放事業について）

新型コロナウイルス感染症について、５月８日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の５類感染症に移行され、文部科学省より「５類感染症への移行後学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」が発出され、新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方が示されました。本市でも、５類感染症移行後は学校において従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、児童生徒が安全・安心な環境の中で、充実した学校生活を送ることができる対応を講じていくことといたしました。

つきましては、小中学校の体育館の開放についても、下記のとおり他の社会教育施設と同じように、一般団体への利用を再開し、感染症対策として実施していた「利用者名簿・消毒箇所リスト」の作成、提出を求めないこととします。

なお、感染が大きく拡大している場合には改めて感染対策等をお願いする場合があります。

また、基本的な感染対策として「手洗い等の手指衛生」、「換気」等については、引き続き徹底し、学校児童や他のご利用者への感染防止策として施設利用後の消毒作業はお願いいたします。

今後も安心・安全に施設をご利用いただくため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

【一般（団体）への利用再開の内容】

予約の開始時期　５月２２日から（利用再開に際して、利用者名簿の再提出が必要になります。）

利用の開始時期　６月　１日から